第百四十七号を第百五十一号とし、第八十一号から第百四十六号までを四号ずつ繰り下げ、第八十号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　二―デオキシ―二―（三―メチル―三―ニトロソウレイド）―D―グルコピラノース（別名ストレプトゾシン）及びその製剤

第七十九号を第八十二号とし、第六十号から第七十八号までを三号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二　四―［（二・四―ジクロロ―五―メトキシフェニル）アミノ］―六―メトキシ―七―［三―（四―メチルピペラジン―一―イル）プロピルオキシ］キノリン―三―カルボニトリル（別名ボスチニブ）及びその製剤

第五十八号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十　六・七―ジクロロ―一・五―ジヒドロイミダゾ［二・一―b］キナゾリン―二（三H）―オン（別名アナグレリド）、その塩類及びそれらの製剤

第五十七号を第五十八号とし、第十五号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　アレムツズマブ及びその製剤

○厚生労働省告示第三百七十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の1中(209)を(211)とし、(132)から(208)までを(134)から(210)までとし、(131)を(132)とし、その次に次のように加える。

(133)　沈降ヘモフィルスb型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）

別表第1の1中(130)を(131)とし、⑼から(129)までを⑽から(130)までとし、⑻の次に次のように加える。

⑼　アレムツズマブ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第三百七十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十号の規定に基づき、薬事法第五十条第十号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三十八号を第三十九号とし、第十五号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　［（七R）―四―（五―クロロ―一・三―ベンゾオキサゾール―二―イル）―七―メチル―一・四―ジアゼパン―一―イル］［五―メチル―二―（二H―一・二・三―トリアゾール―二―イル）フェニル］メタノン（別名スボレキサント）及びその製剤

○農林水産省告示第千二百九十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第九条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十六年九月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四六、一四〇円

適用期間　平成二十六年一月一日から十二月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十六年一月一日から十二月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四、七五〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、五〇〇円）

適用期間　平成二十六年一月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二九、九〇二円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、六二二円）

適用期間　平成二十六年一月一日から十二月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五九、九三〇円

適用期間　平成二十六年一月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千二百九十五号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日　農林水産大臣　西川　公也

二の表動物臨床医学研究所グループの項中「宇野動物病院」を「セントラルシティ動物病院」に改め、同表広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所臨床研修診療施設群の項中「広島県農業共済組合連合会東広島家畜診療所臨床研修診療施設群」を「広島県農業共済組合東広島家畜診療所」を「広島県農業共済組合連合会府中家畜診療所」に、「広島県農業共済組合連合会庄原家畜診療所」を「広島県農業共済組合庄原家畜診療所」に、「広島県農業共済組合連合会山県家畜診療所」を「広島県農業共済組合北広島家畜診療所」に改める。

○農林水産省環境省告示第八号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第五項の規定に基づき、平成二十六年九月十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

環境大臣　望月　義夫

承認番号　14―46P―0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ステアリドン酸産生ダイズ（改変*Pj. D6D*, 改変*Nc. Fad3*, *Glycine max* (L.) Merr.)(MON87769, OECD UI: MON―87769―7)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―